



2025 年 6 月 16 日(月)

小栗キャップの News Letter

税理士法人STR 代表社員・税理士 小栗 悟

名古屋本部 〒450-0001 名古屋市中村区那古野 1-47-1 名古屋国際センタービル 17F

TEL : 052-526-8858 FAX : 052-526-8860

岐阜本部 〒500-8833 岐阜県岐阜市神田町 6-11-1 協和第二ビル 3・4 階

TEL : 058-264-8858 FAX : 058-264-8708

Email: info@str-tax.jp <http://www.str-tax.jp>

企業版ふるさと納税

地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)

企業版ふるさと納税では、国認定の地方自治体事業に寄附を行うと、寄附金の最大約 9 割が寄附法人の税負担の軽減(損金算入と税額控除)になります。

企業版ふるさと納税では、個人版ふるさと納税の返礼品のような代償としての経済的な利益の供与は禁止です。

経済的利益享受を必ずしも否定はしない

でも、内閣府の企業版ふるさと納税 Q & A によると、寄附企業やその関連企業が寄附活用事業など自治体が取扱う事業の契約相手となることは、入札・契約上の公正なプロセスを経た上であれば、問題なしと解説しています。

それだけでなく、令和 2 年 10 月からは、寄附活用事業に従事する地方公共団体の職員として、寄附をした企業の従業員を採用することを前提に、地方自治体に寄附をする、企業版ふるさと納税(人材派遣型)すら創設されています。人材派遣型ふるさと納税の最大の特徴は、派遣した従業員の給与がふるさと納税寄附金から拠出される点です。

地域再生計画の内閣総理大臣認定取消し

ところが、内閣府は、企業版ふるさと納税を利用した事業で、内閣府令が禁じる寄

附に対する利益供与に当たると判断し、2024 年 11 月 22 日に福島県国見町への地域再生計画を取り消しました。

その企業寄附は、グループ企業の計 3 社から計 4.3 億円、町は寄附を原資として新事業を企画し受託会社を公募、寄附社のグループ企業 1 社のみが応募し受託、開発製造はそのグループ内の他企業に委託となっていました。この事案で、寄附金が寄附グループ内に還流する構図が問題視され、町議会は百条委員会を設置して調査し報告書を公表、町も第三者委員会を設置し、報告書をまとめていた、という経緯でした。

自治体の執行の改善と企業リスクの回避

今年の税制改正は、問題の所在を寄附活用事業の実施における不透明性だったとして、寄附受領団体の報告書の提出を義務付けることによる執行上のチェック機能の強化を盛り込みました。

認定取り消しとなると、企業版ふるさと納税による最大 9 割の税負担減少の効果が消失します。しかし、そういうリスクを恐れて企業が寄附を見送る傾向が強くなると、企業版ふるさと納税を企業から遠ざけることになります。

事後取消しは困ります。予測可能性の確保に配慮してほしいですね。

